

○財務省告示第八十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
令和元年七月二十二日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
令和元年八月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第四百一 回）、利付国庫債券（五年）（第 百二十八回、第三百三十回、第 百三十二回及び第三百三十三回）、利 付国庫債券（十年）（第三百十四 回、第三百十七回、第三百十八 回、第三百二十回、第三百二十 一回、第三百二十二回、第三百 二十三回、第三百二十四回及び 第三百二十五回）及び利付国庫 債券（二十年）（第五十三回、第 五十八回及び第六十四回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

十四	利子	十三	利率	十一	発行価格	九	振替単位	八	最低額面金	七	払込金額	六	発行額	五	募入決定の方法	
第十号に規定する発行日を後の各	発行対象国債の支払期を	（別表のとおり）	（別表のとおり）	令和元年七月二十二日	発行対象国債ごとに算し	の記載又は記録は、最低額面金と	振替法の規定による振替口座簿	五千万円	四千万七十一億四千六百五十一万	七千万七十一億四千六百五十一万	額面金額で三十九億八千六百五十一万	割り当てる。	さいもこのうちその応募額を順次	各申込みのうちその利回り格差の	各申込みのうちその利回り格差の	さいもこのうちその利回り格差の
各	の	は、	は、	額	額	と	簿	万	円	円	円	円	円	円	円	

$$1 + \frac{\left[\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} + \frac{\text{第七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}$$

いり払募（
込算込込入別
む出金入別
ものした額金決
と金加え、の表
す。払次の算た、の
る。込期日式に者
る。込期日式に者

各総額×各発行対象国債の額面金額の利率／子
100×各発行対象国債の発行日までの利子／365
支規額×各発行対象国債の発行日までの利子

第十号に規定する発行日を後の各

（利付国庫債券） （第五百三十回）	（利付国庫債券） （第五百二十八回）	（利付国庫債券） （第四百一回）	名称及び記号
○・一%	○・一%	○・一%	利率（年）
令和二十年十月二日	令和三年六月二十日	令和三年六月一日	償還期限
百九十三億円	八億円	八百五十八億円	（発行金額） （額面金額）

（別表）

十五	十六	十七	十八	十九	二十
償還期限	償還金額	入札の基	準とする	各発行対	象国債の
利息	元利支	払場所	入札参加	払込期日	
（別表のとおり）	額面金額につき百円	銘柄毎の基準利回りは、令和元年七月十九日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買平均値の統計値表に掲載された平均値の単利回りとする。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	令和元年七月二十二日

とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 - \text{利率}}$$

（利付） 第四十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第三十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第二十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第一十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第十回 三年国庫 債券 十八	（利付） 第十回 三年国庫 債券 十七	（利付） 第十回 三年国庫 債券 十四	（利付） 第五回 百年国庫 債券 十三	（利付） 第五回 百年国庫 債券 十二
○ ・ 八 %	○ ・ 九 %	○ ・ 九 %	— ・ ○ %	— ・ ○ %	— ・ ○ %	— ・ 一 %	— ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %
令和 二和 十四日 年六	令和 二和 十四日 年六	令和 二和 十四日 年三	令和 二和 十四日 年三	令和 二和 二十日 年十	令和 二和 十三日 年九	令和 二和 十三日 年九	令和 二和 十三日 年三	令和 二和 十四日 年九	令和 二和 十四日 年六
七百 一億 円	億八 百四 十一	六億 円	五十 五億 円	十四 億 円	五十 六億 円	百億 円	十一 億 円	円百 五十 三億	億六 百三 十四

（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 五第十付 回三年国 ）百）庫 二 債 十 券
一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	○ ・ 八 %
月令 二和 十五 日年 九	月令 二和 十四 日年 九	二令 月和 二三 十年 日十	月令 二和 十四 日年 九
四 億 円	百 五 十 億 円	九 億 円	円百 九 十 三 億